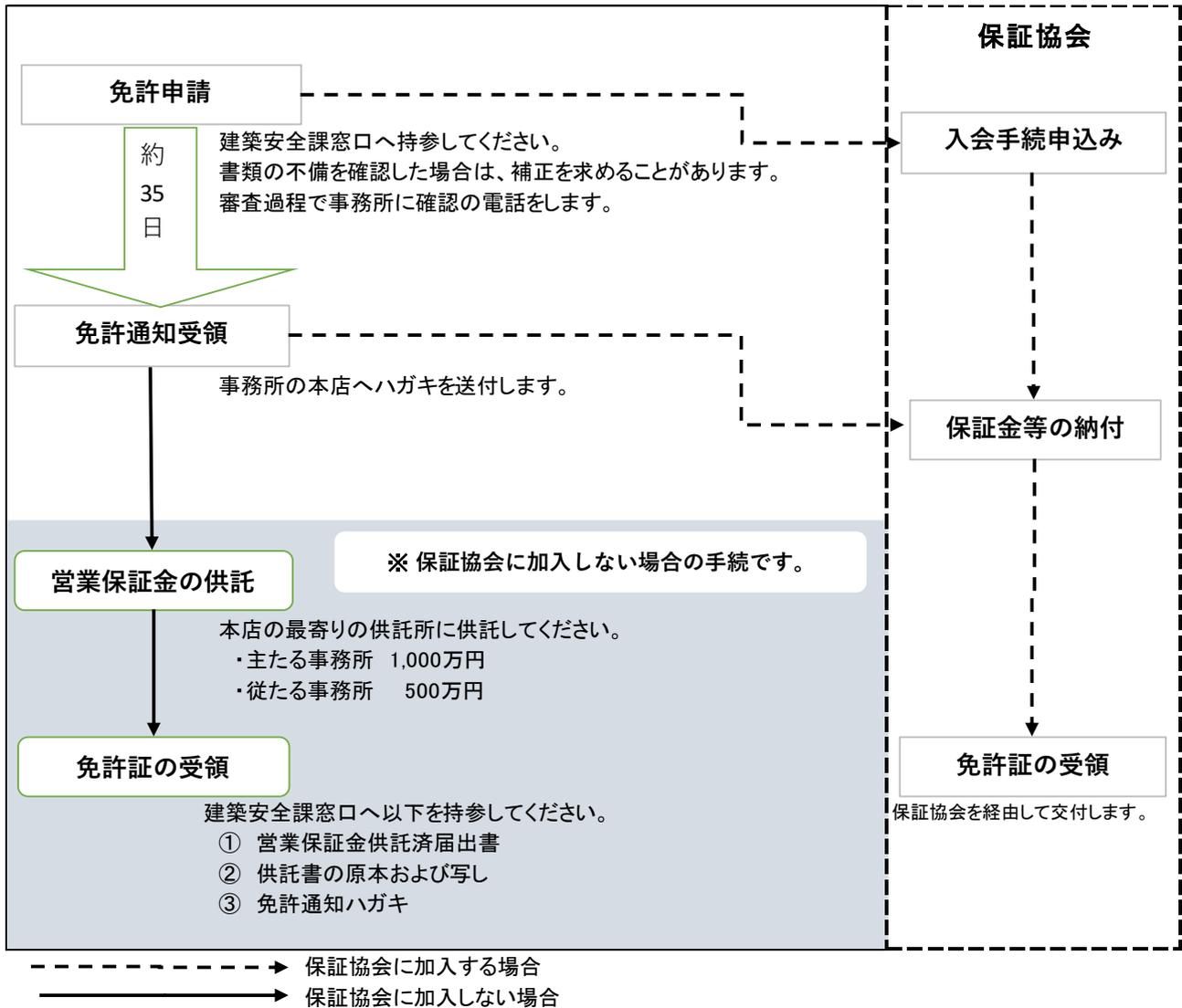


Ⅱ 免許申請から免許証の受領まで（埼玉県知事免許）

新規申請



保証協会について

宅地建物取引業保証協会は、下記の2者が指定されています。

保証協会に加入し、弁済業務保証金分担金を納付すれば、営業保証金の供託義務はありません。

弁済業務保証金分担金の納付額は、主たる事務所60万円、従たる事務所30万円です。

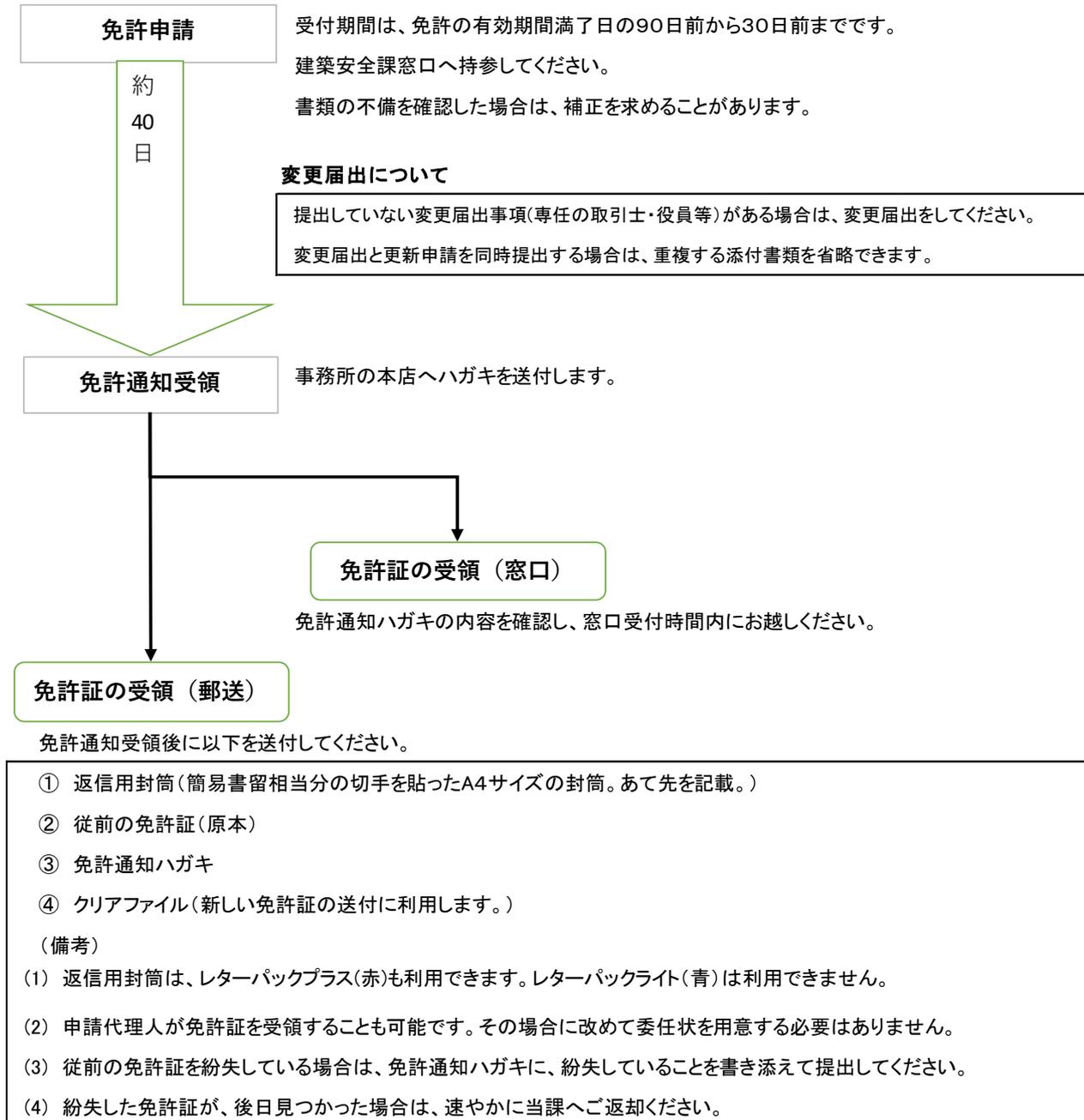
なお、入会費用等が別途必要となりますので、保証協会へお問い合わせください。

(公社)全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部
さいたま市浦和区東高砂町6-15宅建会館
電話 048-811-1820

(公社)不動産保証協会埼玉県本部
さいたま市浦和区高砂3-10-4全日埼玉会館
電話 048-866-5225

更新申請

更新申請(埼玉県知事免許)フローチャート



審査に係る期間について

(1) 標準処理期間について（埼玉県知事免許）

	営業日換算	実日数換算
新規申請	25日	約35日
更新申請	30日	約40日

「標準処理期間」とは、申請が到達してから処分をするまでの目安となる期間のことです。申請を補正するために要する期間は、これに含まれません。

(2) 不備や不足への対応について

申請受付以後に不備や不足が見つかった場合には連絡しますので、早急に補正書類を提出してください。

申請受付前において不備や不足がある場合は、審査が進められませんので、書類を全て揃えてから申請してください。

履歴事項全部証明書

登記が完了し、正式に発行された履歴事項全部証明書を御用意ください。登記申請中の状態では免許申請ができません。

事務所の写真

内装が完了していない事務所であっても構いませんが、事務や営業活動を行う拠点として、社会通念上認められる程度の状態で撮影してください。

①商号又は名称の掲示、②事務机、③応接場所、④固定電話については、設置した写真を御用意ください。

(3) 審査の進捗状況に対する問い合わせについて

審査に要する期間の大部分は、関係機関に照会をするために要するものです。

標準処理期間内の進捗状況については「審査中であること」以外には回答できません。